

意匠法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令要綱

第一 本意匠の意匠権が存続期間終了により消滅した後も関連意匠の意匠権が存続する場合の関連意匠の意匠権について所要の経過措置を定めること。

第二 マドリッド協定議定書に基づき日本国を指定した国際商標登録出願に係る優先権について所要の経過措置を定めること。

第三 意匠法等の一部を改正する法律の施行後三月間になされた商標登録出願について、出願の処分に混乱が生じることを防ぐために、所要の経過措置を定めること。

第四 小売等役務についての重複登録商標に係る商標権について所要の経過措置を定めること。

第五 この政令は、意匠法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行するものとする。